

社会福祉協議会会費の使い道



浦安市社会福祉協議会(社協)事業の紹介

社会福祉協議会は…

社会福祉法第109条の規定により、地域福祉の推進を図ることを目的に設立された社会福祉法人で、住み続けたいと思える地域をつくることをめざして、地域の皆様と協働して地域福祉活動に取り組んでいます。

生活への支援・相談

- ・うらやす成年後見支援センター(中核機関)の運営
- ・法人後見として成年後見制度による支援
- ・高齢者や障がいのある方で自己判断が困難な方への福祉サービス利用援助事業による支援
- ・相続等に関する弁護士・司法書士による相談
- ・低所得世帯等への生活福祉資金の貸付 等

高齢者・障がい者・団体への支援

- ・富岡地域包括支援センターの運営
- ・老人福祉センターの運営
- ・生活支援体制整備事業の推進
- ・ひとり暮らし高齢者等への食事サービス
- ・手話通訳、要約筆記講座の実施
- ・福祉団体への助成 等

子育て支援

- ・東野小学校・富岡小学校地区放課後うらっこクラブの運営
- ・ファミリーサポートセンターの運営
- ・堀江つどいの広場(子育てサロン事業)
- ・うらちゃんサロン(子育てサロン)の運営
- ・交通遺児に対するの援護 等

災害・地域活動への支援

- ・災害ボランティアセンターの運営
- ・車いす対応車両、車いす、軽貨物車両の貸出 等

団体事務

- ・民生委員児童委員協議会、保護司連絡協議会、千葉県共同募金会浦安市支会 等

浦安市社会福祉協議会 会費にご協力をお願いします

社会福祉協議会(社協)は、地域での福祉活動の推進のため、住民相互の助け合いや社会福祉事業への取り組みを、住民の方々と福祉関係者が一緒になって進めていくことを目的とした組織で、各自治体ごとに設置されている福祉団体です。

住民相互の助け合い活動や社協の事業にご賛同・ご理解をいただける皆様に、社協の会員となっただき、地域福祉活動を財政的にご支援していただいています。皆様にいただいた会費は、浦安市で行われている地域福祉活動に大切に活用させていただきます。

対 象	会員区分	会費(年額)
地域福祉活動にご賛同いただける方	一般会員	1 □ 300円
	特別会員	1 □ 1,000円
法人・事業所等の方	賛助会員	1 □ 2,000円

★封筒に入っている【社協提出用】に記載の上、会費と1枚目のみ封筒に入れ提出をお願いします。

*会費及び会員の情報は、社協活動のためのみに活用させていただきます。

※自治会通信欄

- 月 日 ころ まで 班・棟
1. 班(棟)長宅へ
 2. へ
 3. 集めに伺います。
 4. 管理事務所 ()
 5. その他 ()

社会福祉 浦安市社会福祉協議会
法 人

〒279-0042 浦安市東野1-7-1 総合福祉センター内
☎ (047) 355-5271 / FAX (047) 355-5277
✉ fukushi@urayasushi-shakyo.jp

